# 居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)

◎毎月の状況を記入の上、2年間保存すること

年	月	サービス提供分	
---	---	---------	--

区分	新規	á	継続	終了	
加算	I	I	Ш	Α	

1 主任介護支援専門員の状況について (イ(1)・ロ(2)関係)

· +						
	1	2				
主任介護支援専門員の氏名						
研修修了年月日(最新)	令和 年 月 日	令和 年 月 日				

<sup>%</sup>加算 I を算定する場合は①及び②、加算  $II \cdot III \cdot A$  を算定する場合は①のみ記入すること。

### 2 介護支援専門員の状況について (イ(2)・ハ(3)・ニ(3)(4)関係)

介護支援専門員数	人	※加算 A を算定	≧する場合は	常勤換算数を	記入すること。	
内訳	常勤	専従	人	非常勤	専従	人
겨하	币刧	兼務	人	<b>护市</b> 刧	兼務	人

<sup>※</sup>上記1に記入した主任介護支援専門員を除く。

### 3 定期的な会議の開催について (イ(3)関係)

	はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を 的に(概ね週1回以上)開催している。	有 • 無
開催年月日		

<sup>※「</sup>有」の場合は、開催記録を添付すること(任意様式)。

#### 4 連絡体制の確保について (イ(4)関係)

24時間連絡体制を確保 制を確保している。	し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体	有	無
具体的な方法			

### 5 利用者の状況について(記録月の状況)

① 介護支援専門員1人あたりの利用者数(イ(10)関係)

利用者数(A)	٨	介護支援専門員数(B) (常勤換算)	Д	1 人あたりの利用者数 (A)÷(B)	Д
---------	---	-----------------------	---	------------------------	---

#### ② 要介護3~5の割合(イ(5)関係)

### ※加算 I を取得する場合のみ記入

利用者数 (合計)	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	要介護3~5の割合
人	人	人	人	人	人	%
内、支援困難者数	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	70

<sup>※</sup>地域包括支援センターから支援が困難な事例として紹介された利用者については、内数として「支援困難者数」に付記すること。

<sup>※「</sup>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「介護支援専門員の名簿(介護支援専門員の登録番号を記載したもの)(任意様式)」を添付すること。

<sup>※</sup>会議の議題について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)」第三の11(3)③の内容を含めること。

# 6 介護支援専門員への研修について (イ(6)関係)

介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 有・無
-------------------------------

※「有」の場合は、実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること(任意様式)。

## 7 地域包括支援センター等との連携について (イ(7)(8)関係)

1	(地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合) 当該利用者に居宅介護支援の提供を開始した。	有 · 無 開始件数: 件
	地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合に は、引き受けられる体制を整えている。	有 • 無
	具体的な体制:	
3	(地域包括支援センター等が開催する事例検討会等がある場合)当 該事例検討会等に参加した。	有 · 無 参加年月日: 年 月 日

## 8 減算の適用について (イ(9)関係)

1	運営基準減算が適用されている。	有	•	無
2	特定事業所集中減算が適用されている。	有		無

### 9 実習の受入れについて (イ(11)関係)

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関す る実習」等に協力又は協力体制を確保している。	有 • 無
--	-------

## 10 事例検討会、研修会等の実施について (イ(12)関係)

他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	有 ・ 無
--	-------

<sup>※「</sup>有」の場合は、実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること(任意様式)。

# 11 居宅サービス計画について (イ(13)関係)

必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	有・無
--	-----